大阪府肝炎フォローアップ事業実施指針

（参考資料２）

Ⅰ　目的

市町村、保健所及び大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課（以下、「事業実施主体」という。）が行う肝炎ウイルス検診（以下「検診」という。）を、肝がん対策として効果的なものとするため、検診で「Ｃ型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された府民及びＨＢｓ抗原検査において陽性と判定された府民（以下「要精検者」という。）が、肝炎治療体制の充実や継続的な保健指導の充実等により、肝炎の適切な最新医療を確実に受け、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させ、もって肝がん及び肝硬変等を予防することを目的とする。

Ⅱ　事業の対象

事業実施主体が実施する検診により「Ｃ型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された府民及びＨＢｓ抗原検査において陽性と判定された府民。

Ⅲ　肝炎治療体制の充実

保健所は、地域連絡調整会議を必要に応じて開催し、以下の取組を行い、肝炎治療水準の向上を図る。

①　管内において大阪府が指定する肝炎専門医療機関及び肝炎協力医療機関（以下「肝炎専門・協力医療機関」という。）が各医療機関における肝炎治療や最新の肝炎治療に関する知見等を情報交換する場を提供

②　管内の肝炎専門・協力医療機関へ標準治療指針を周知できる場を積極的に設定

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課（以下「健康づくり課」という。）は、要精検者で治療の必要のある者が質の高い治療を受けることができる体制を確保するため、以下の取組を行い、関係機関等との連携のもと地域全体における肝炎治療水準の向上を図る。

①　肝炎治療の拠点となるような適切な肝炎治療を実施できる肝炎専門・協力医療機関の指定

②　肝炎専門・協力医療機関の医療機関名、治療実施状況などの府民への情報提供

③　Ｃ型肝炎ウイルスの治療に関する標準治療指針の策定及び改定

④　標準治療指針の肝炎専門・協力医療機関への周知

⑤　肝疾患診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の構築

Ⅳ　フォローアップの実施

１　要精検者の診療情報の把握と受診勧奨

（１）説明

事業実施主体及び健康づくり課が実施する無料肝炎ウイルス検診事業の受託医療機関（以下「受託医療機関」という。）は、検診受診者に対して、肝炎フォローアップ事業（以下「事業」という。）について説明を行う。

（２）肝炎専門医療機関の紹介

①　事業実施主体及び受託医療機関は、要精検者に対し、原則として知事が指定する肝炎専門医療機関を紹介する。

②　紹介先の肝炎専門医療機関の責任窓口医師あての以下の書類を要精検者に持たせ、精密検査等を受けるよう勧奨する。

ア　「紹介状」

イ　返信用の「診療結果通知書」

なお、様式については、後述の「フォローアップ事業様式」を用いること。

ただし、市町村及び保健所は、上記様式中の項目を含む別の様式を定めることができる。

（３）精検結果等の把握・管理

①　肝炎専門医療機関は、事業実施主体又は受託医療機関から紹介された要精検者の診療後、３ヶ月以内に事業実施主体に対し、「診療結果通知書」により精検結果や治療方針等（以下、「精検結果等」という。）を報告する。

②　市町村は、以下の取組を行う。

ア　要精検者を紹介した肝炎専門医療機関における精検結果等を把握する。

イ　肝炎専門医療機関を紹介後、３ヶ月経過しても精検結果等の報告がない場合は、要精検者に対し肝炎専門医療機関の受診状況を確認し、受診を勧奨するとともに精検結果等を把握する。

ウ　精検結果等を一元的に管理し、検診の精度管理を図り、要精検者への継続的な保健指導に役立てる。

③　保健所は、以下の取組を行う。

ア　要精検者を紹介した肝炎専門医療機関における精査結果等を把握する。

イ　肝炎専門医療機関を紹介後、３ヶ月経過しても精検結果等の報告がない場合は、要精検者に対し精密検査等の受診状況を確認し、受診を勧奨するとともに精検結果等を把握する。

ウ　精検結果等の情報を一元的に管理し、検診の精度管理を図り、要精検者への継続的な保健指導に役立てる。

エ　要精検者の住所が検診実施保健所の管轄外の場合、精検結果等を把握した後、住所地を管轄する保健所（以下「住所地保健所」という。）に当該要精検者の精検結果等の引継ぎを行い、住所地保健所が情報の登録・管理を行う。

④　健康づくり課は、以下の取組を行う。

ア　受託医療機関が実施する検診の要精検者を紹介した肝炎専門医療機関における精査結果等を把握する。

イ　受託医療機関が肝炎専門医療機関を紹介後、３ヶ月経過しても精検結果等の報告がない場合は、要精検者に対し精密検査等の受診状況を確認し、受診を勧奨するとともに精検結果等を把握する。

ウ　精検結果等の情報を一元的に管理し、検診の精度管理を図り、要精検者への継続的な保健指導に役立てる。

なお、要精検者の住所が転居等により府外となった場合はこの限りでない。

２　肝炎ウイルス検診の精度管理

（１）市町村が実施する精度管理

検診の実施状況について集計、評価・検討を行い、健康づくり課を経由して、肝炎肝がん対策部会に報告する。

※検診実施状況の内容

　把握した対象者数、陽性者数、要精検率、精検受診者数、精検受診率、診断名、インターフェロン治療適応有無、インターフェロン治療予定、今後の方針等の治療状況　など

（２）保健所が実施する精度管理

管轄する地域の肝炎ウイルス検診事業の精度管理について、以下の取組を行う。

①　自ら実施する検診の実施状況を集計し、健康づくり課を経由して、肝炎肝がん対策部会に報告する。

②　市町村に対して技術的協力その他必要な援助を行う。

③　管内市町村の検診実施状況等について保健所で評価・検討し、市町村への適切な助言を行う。

④　地域連絡調整会議等の機会を必要に応じて活用し、医療機関の専門家等を交えて事例検討も含めた評価・検討を行い、管内市町村、肝炎専門・協力医療機関に対する助言を行う。

⑤　管内市町村、関係機関等と事業の課題対応、情報交換を行う。

（３）健康づくり課が実施する精度管理

府内の肝炎ウイルス検診事業の精度管理について、以下の取組を行う。

①　受託医療機関が実施する検診の実施状況を集計し、肝炎肝がん対策部会に報告する。

②　事業実施主体が実施する検診について、府域全体及び二次医療圏単位等地域別に検診結果等を取りまとめ、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター（以下「大阪国際がんセンター」という。）と連携し、要精検者への適切な治療提供等の観点から評価・検討する。

③　肝炎肝がん対策部会の結果を踏まえ、地域の肝炎医療水準の向上を図るため、必要に応じて、保健所への助言及び保健所が実施する市町村への助言・指導の支援を行う。

④　肝炎専門・協力医療機関への助言・指導を行う。

Ⅴ　事業の公表

健康づくり課は、個人情報の取扱い及び、肝炎患者の人権に配慮しながら、以下の取組について公表する。

①　検診実施状況等や継続的な保健指導状況

②　肝炎専門・協力医療機関における標準治療の実施状況

　　なお、公表にあたっては、二次医療圏別に医療機関一覧表を作成し、検診結果の通知の際に府民に情報提供するとともに、大阪府ホームページ等に掲載する。

Ⅵ　役割

（１）市町村の役割

検診の要精検者について、次の役割を担う。

①　事業の説明を行うこと。

②　肝炎専門医療機関を紹介し、受診勧奨するとともに、精検結果等を把握すること。

③　精検結果等を一元的に管理し、検診の精度管理を図り、それを基に要精検者への継続的な保健指導を行うこと。

④　検診実施状況等を集計し、健康づくり課を経由して、肝炎肝がん対策部会に報告すること。

（２）保健所の役割

自ら実施する検診の要精検者について、次の役割を担う。

①　事業の説明を行うこと。

②　肝炎専門医療機関を紹介し、受診勧奨するとともに、精検結果等を把握すること。

③　精検結果等を一元的に管理し、検診の精度管理を図り、それを基に要精検者への継続的な保健指導を行うこと。

④　検診実施状況等を集計し、標準治療指針に照らし検討を行うとともに、健康づくり課を経由して、肝炎肝がん対策部会に報告すること。

　　　　また、管轄する地域の精度管理を行うため、次の役割を担う。

①　管内市町村へ技術的協力その他必要な援助を行うこと。

②　管内市町村の検診実施状況等について保健所で評価・検討し、市町村への適切な助言を行うこと。

③　地域連絡調整会議を必要に応じて開催し、市町村、関係機関等と事業の実施に係る課題対応、連絡調整、情報交換等を行い、肝炎治療体制の充実、検診の精度管理に努めること。

（３）肝炎専門・協力医療機関の役割

肝炎専門・協力医療機関は、次の役割を担う。

①　肝炎専門医療機関は、要精検者の精検結果等を事業実施主体に報告すること。

②　肝炎専門・協力医療機関は、必要に応じて継続診療情報を報告する役割を担う。

（４）健康づくり課の役割

受託医療機関が実施した検診の要精検者について、次の役割を担う。

①　事業の説明を行うこと。

②　肝炎専門医療機関を紹介し、受診勧奨するとともに、精検結果等を把握すること。

③　精検結果等を一元的に管理し、大阪国際がんセンターと連携し、検診の精度管理を図り、それを基に要精検者への継続的な指導を行うこと。

④　検診実施状況等を集計し、標準治療指針に照らし検討を行うとともに、肝炎肝がん対策部会に報告すること。

また、府内の検診精度管理として、次の役割を担う。

①　肝炎専門・協力医療機関の指定に関すること。

②　事業実施主体の検診実施状況等について取りまとめ、大阪国際がんセンターと連携し、精度管理を行い、要精検者への適切な治療提供等の観点から評価すること。

③　保健所及び肝炎専門・協力医療機関に対し助言を行うこと。

④　保健所の実施する市町村への助言等を支援すること。

⑤　肝炎専門・協力医療機関の指定状況、標準治療の実施状況及び継続的な保健指導状況等の公表

⑥　肝疾患診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制を構築すること。

⑦　標準治療指針の策定及び改定を行うこと。

⑧　本事業の総括及び企画立案に関すること。

Ⅶ　その他

（１）報告様式

事業実施主体は、原則として、肝炎肝がん対策部会の意見を踏まえ、健康づくり課が定める「肝炎フォローアップ事業報告様式」を用いる。

ただし、市町村及び保健所は、上記様式中の項目を含む別の様式を定めることができる。

（２）事業の実績報告

市町村及び保健所は、事業の進捗状況について、大阪府健康医療部健康推進室長あてに報告する。

（３）注意事項

大阪府及び市町村は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、本事業を円滑に実施できる体制の整備に努める。また、大阪府は肝炎肝がん対策啓発普及事業等を通じて、本事業に関わる者の資質の向上に努める。

附　則

この指針は、平成１５年１月３０日から施行し、平成１４年７月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成１６年３月１７日から施行し、平成１５年８月２７日から適用する。

附　則

　この指針は、平成１７年４月１日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

　この指針は、平成２０年６月４日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

　この指針は、平成２５年５月２９日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

　この指針は、平成２９年１０月１０日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成３１年４月１５日から施行し、平成３１年４月１５日から適用する。

附　則

　この指針は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。